亀岡市告示第１９５号

亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱（令和８年亀岡市告示第４１号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月３０日

亀岡市長　桂川　孝裕

第１０条中「亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書（別記第６号様式）を」を「亀岡市ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書（別記第６号様式）に別表第３に規定する書類を添付し、」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

補助対象事業	補助対象経費
ふるさと産品の創出又は既存の地場産品の生産強化等に関する事業	⑴　工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	⑵　中古建築物購入費
	⑶　建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
	⑷　ふるさと産品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費
	⑸　増改築費
	⑹　備品購入費（ふるさと産品の創出等に要するものに限る。）
	⑺　委託費（ふるさと産品の創出等に要するものに限る。）
	⑻　その他ふるさと産品の創出等に必要と認める経費

備考

１　公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、仲介手数料、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。また、国、他の地方公共団体等からの補助を受けている経費は除く。また、中古建築物購入費にあっては、当該物件の売買価格と当該物件の固定資産評価額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８１条の規定により固定資産台帳に登録された価格をいう。）のいずれか低い方の額を補助対象経費の上限とする。

２　補助対象経費のうち中古建築物購入費について、次に掲げるいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を命じるものとする。

ア　取得後、直ちに若しくは事業の用に供することなく除却し、又は補助事業の目的に反して使用したとき。

イ　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数を経過する前に、正当な理由なく除却し、又は事業の用に供しなくなったとき。

別表第２に次の１項を加える。

４　中古建築物購入費を申請する場合

⑴　価格内訳書又は見積書の写し（土地・建物・消費税・手数料等の内訳が明確に確認できるもの）

⑵　購入予定建築物の固定資産評価証明書（地方税法第３８１条の規定による資産台帳の公課証明書等）

⑶　購入予定建築物の登記事項証明書（現在の権利関係が確認できるもの）

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第１０条関係）

添付書類
１　全事業共通 ⑴　事業報告書 ⑵　収支決算書 ⑶　事業の実施状況を写す写真、資料等 ⑷　領収書等の写し ２　中古建築物購入費を含む事業の場合 ⑴　売買契約書の写し（宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３７条の規定による書面又はこれに類する契約書面で、土地及び建物の対価の内訳が明記されたもの） ⑵　所有権移転完了後の登記事項証明書（補助事業者に所有権が移転したことが確認できるもの。ただし、実績報告時において所有権移転登記の手続中である場合は、登記申請書の写し又は法務局が発行した登記受領証等、所有権移転登記の申請を行ったことを証する書類をもってこれに代えることができる。この場合において、当該登記事項証明書は、登記完了後直ちに提出しなければならない。）

別記第１号様式第４項を次のように改める。

４　関係書類

　別表第２に掲げる書類

別記第６号様式第３項を次のように改める。

３　関係書類

　別表第３に掲げる書類

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から実施する。